

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成 30 年 6 月 12 日

福山市長 殿

提出者

住所 広島県福山市鋼管町1番地

氏名 JFEスチール株式会社  
西日本製鉄所(福山地区)  
常務執行役員 後藤 俊二  
福山地区副所長

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 084-945-3132

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	JFEスチール株式会社 西日本製鉄所(福山地区)
事業場の所在地	広島県福山市鋼管町1番地
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 <b>別紙5、6のとおり</b>	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 別紙5, 6のとおり

(管理体制図)

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 別紙5, 6のとおり

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	（これまでに実施した取組）	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	（今後実施する予定の取組）	

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t
（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t
（今後実施する予定の取組）		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】 別紙5, 6のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

		【目標】	別紙5, 6のとおり	
②計画	特別管理産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
	再生利用業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
		(今後実施する予定の取組)		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙5(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（平成29年度）実績量

計画：今年度（平成30年度）計画量

単位：トン／年

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う理立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		自ら理立処分又は海洋投入処分を 行う特別管理産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類										
廃油	107	120	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ										
感染性産業廃棄物										
ばいじん										
燃え殻										
汚泥	15	50	0	0	0	0	0	0	0	0
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	277	550	0	0	0	0	0	0	0
	PCB汚染物									
	PCB処理物									
	指定下水汚泥									
	鉍さい									
	廃石綿等									
	燃え殻									
	ばいじん									
	廃油(金属を含むもの)									
	汚泥(金属を含むもの)									
廃酸(金属を含むもの)										
廃アルカリ(金属を含むもの)										
合計	399	720	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

単位:トン/年

	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類										
廃油	107	120	107	120	0	0	0	0	0	0
廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ										
感染性産業廃棄物										
ばいじん										
燃え殻										
汚泥	15	50	15	50	0	0	0	0	0	0
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	277	550	0	0	0	0	0	0	0
	PCB汚染物									
	PCB処理物									
	指定下水汚泥									
	鉱さい									
	廃石綿等									
	燃え殻									
	ばいじん									
	廃油(金属を含むもの)									
	汚泥(金属を含むもの)									
	廃酸(金属を含むもの)									
	廃アルカリ(金属を含むもの)									
合計	399	720	122	170	0	0	0	0	0	0



別紙 6 (廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

① 事業の種類	高炉による製鉄業 (2211)
② 事業の規模	製造品出荷額 6,561億円
③ 従業員数	4,546人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別添参照

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等, 別紙を参照)

別添参照

3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 環境マネジメントシステムの継続による廃棄物発生の抑制
②計画	(今後実施する予定の取組) 環境マネジメントシステムの継続による廃棄物発生の抑制強化

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) -
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) -

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) -
②計画	(今後実施する予定の取組) -

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)	—
②計画	(今後実施する予定の取組)	—

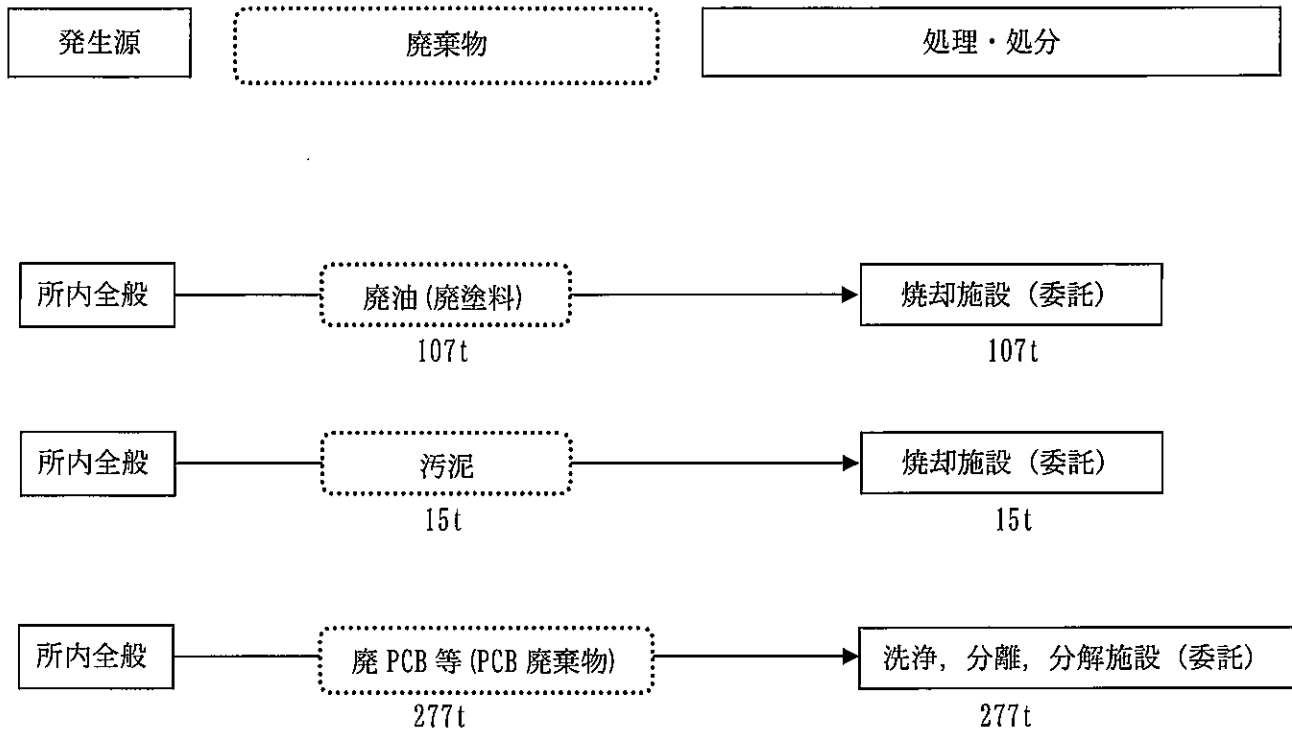
7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)	—
②計画	(今後実施する予定の取組)	—

8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者へ優先的に処理を委託もしくは、現在の処理委託業者へ優良認定処理業者の認証取得を奨励する。 新規契約会社（収集・運搬会社、処分会社）への現地視察の継続実施。 長期契約会社の再現地調査を計画的に実施する。
②計画	(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者へ優先的に処理を委託もしくは、現在の処理委託業者へ優良認定処理業者の認証取得を継続して奨励する。 新規契約会社（収集・運搬会社、処分会社）への現地視察の継続実施。 長期契約会社の再現地調査を継続実施する。 P C B 処分を計画的に実施する。

別添 ④産業廃棄物の一連の処理の工程



別添 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理体制図

統括責任者		西日本製鉄所(福山地区) 副所長 後藤 俊二
廃棄物担当		西日本製鉄所(福山地区) 環境・防災室 (組織人員:15名) 室長 中島 聡
特別管理産業廃棄物 管理責任者		西日本製鉄所(福山地区) 環境・防災室 主任部員 黒川 淳
役割	環境管理委員会	(1) 環境方針の周知 (2) 環境マネジメントシステムマニュアルの審議及び内容の周知 (3) 環境目標の審議及び達成度の報告 (4) 環境マネジメントプログラムの審議及び結果の報告 (5) 内部環境監査結果の報告及び協議 (6) 経営者による見直しの実施結果の報告 (7) その他環境管理に係ること 委員長 : 福山地区担当副所長 副委員長: 環境管理責任者 委員 : 部環境管理者(各部長)
	環境管理推進会議 及び 協力会社 環境管理推進会議	(1) 環境方針の周知 (2) 環境マネジメントシステムマニュアルの内容の周知 (3) 環境目標の周知とその達成度の報告 (4) 環境マネジメントプログラムの報告 (5) 内部環境監査結果の報告 (6) 経営者による見直しの実施結果の報告 (7) 法律等の改正に伴う環境に係る技術標準類等の制定・改正・廃止の伝達 (8) 環境管理に関する情報交換 主催: 環境・防災室長 出席: 室・工場環境管理者(各室・工場長)、協力会社代表
	廃棄物処理 統括責任者	(1) 廃棄物処理方針の策定 (2) 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	特別管理産業廃棄物 管理責任者	(1) 特別管理産業廃棄物処理計画の作成 (2) 特別管理産業廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 (3) 廃棄物管理規定の策定と改廃 (4) 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 (5) 委託契約の締結 (6) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 (7) 監督官庁への各種報告 (8) 社員、関連会社に対する教育・啓発 (9) その他関係する事項

(2) 廃棄物管理組織

